

# 福岡県公報

平成二十一年九月二十五日  
第三千十九号  
増刊  
①

## 目次

告示 (第十四百四十四号、第十四百四十五号)

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課)

(会計管理局会計課)

訓 令 (第十一号)

福岡県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令 (県民情報広報課)

## 告示

福岡県告示第十四百四十四号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱 (平成九年十月福岡県告示第十六百二十五号)

の一部を次のように改正する。

別表一の一の表に次のように加える。

平成21年7月24日から26日にかけての大 雨災害	平成21年7月24日以降貸付 決定分	特別資金 (公庫)	7年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
			7年を超え 8年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
			8年を超え 9年以下	1.05	0.275	0.275	0.50

平成21年7月24日以降貸付 補給承認分	経営安定資金 (農協)	9年を超え 10年以下	1.15	0.300	0.300	0.55
		7年以下	2.95	1.250	1.250	0.45

別表一の一の表の注を次のように定める。

注 この表において「農業近代化資金の基準金利」とは、農林水産省が「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の③に基づき通知する「農業近代化資金融通法」(昭和36年法律第202号)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第十四百四十五号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

一の表収納代理金融機関名の欄中

「遠賀郡農業協同組合

北九州市農業協同組合」を「北九州農業協同組合」に改める。

北九東部農業協同組合」

## 訓令

福岡県訓令第十一号

本 庁  
出先機関

福岡県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令

福岡県広報広聴事務取扱規程（昭和三十九年七月福岡県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「保健福祉環境事務所」の下に「及び保健福祉事務所」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。